## 公立高等学校の授業料無償制及び高等学校等就学支援金制度の見直しに関する申し入れ

平成25年8月22日 全 国 知 事 会

公立高等学校の授業料無償制及び高等学校等就学支援金制度の見直しについて、全国知事会では「所得制限の導入など、制度を見直す場合は、適時に地方へ必要な情報提供を行うとともに、地方の意見を聞く機会を設け、その意見を尊重すること及び事務手続の簡素化や準備期間の十分な確保への配慮、制度の見直しに伴い生じる経費の全額について、国が財政措置を講じること」等を要望しているところである。

この点について、先日、下村文部科学大臣は、「同制度に所得制限を導入し、その財源を活用した就学支援策の拡充について、地方が可能であれば平成26年4月から実施したい。」旨のご意向を示されたが、全国知事会として検討した結果、以下の理由により、全団体で統一して平成26年4月から実施することには多くの課題があり、非常に難しい問題であると考えている。

## 1. 条例の整備について

授業料徴収に係る条例案は、各種システムの整備等に必要な補正予算案と共に提出する必要があり、遅くとも12月議会、団体によっては9月議会に提案しなければならない。条例提案には政省令が示される必要があるが、仮に臨時国会召集が10月とすれば、地方団体における条例整備等に当てられる準備期間が無いこととなる。

#### 2. 各種システムの整備について

授業料徴収システムなどの各種システムについては、見直し内容を踏まえて整備に着手する必要があり、議会における条例案及びシステム整備に必要な補正予算議決後に、仕様書作成・入札・契約・検査・テスト等を経て、正式な稼働となる。このシステム整備に要する期間については団体により様々であるが、システムを新たに構築する必要のある団体においては、最低でも契約後半年以上必要とするため、遅くとも9月議会に提案する必要がある。

### 3. 受験生・保護者への周知期間について

既に来年度の入試日程が決定し、生徒の進路選択が始まっている中での見直しは、受験生の進路選択に影響を与えることが必至であり、特に所得制限の導入により不利益を被ることとなる世帯には早期に適切な説明を行う必要がある。今回の見直しが比較的高額所得者に限定されたとしても、不利益となるものであることから、より十分な周知期間を確保する必要がある。しかし、現行法令が改正されず、授業料を不徴収としている段階では、地方としては所得制限を導入する旨の説明を行うことはできないため、実際の実施主体として責任を有する地方団体や学校現場において、議会や県民等に十分な説明を行うことができない事態となれば、混乱を招くおそれがある。

# 4. 経費の財政措置について

授業料無償制及び就学支援金制度は、国の施策として行っているものであり、制度の 見直しに伴う各種システム整備に必要な経費などの準備経費や授業料徴収及び所得の 確認に必要な人的措置に係る経費を含め、地方に生じる経費の全額について、国により 財政措置が講じられることが前提である。

以上により、政府において、地方公共団体の9月議会までに十分な措置がなされなければ、実施は難しいと言わざるをえない。